

令和2年3月25日

一関ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響によるガス料金等の特別措置について

弊社は3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金貸付制度の適用を受けた方及び受けようとする方で、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方を対象に、ガス料金の支払い期限を1ヶ月間延長致します。

1. 対象となるお客様

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた者及び受けようとする者で、一時的に料金のお支払いが困難となっているお客さま

2. 特別措置の内容

3月（支払期限日が3月25日以降のもの）、4月、5月検針分のガス料金について、お客さまからの申し出により、支払期限を1カ月間延長します。

3. お申し込み方法

お申し込みには上記の特別貸付を受けた又は受けようとする事が確認できる書類（決定通知書等）をご用意の上、以下の連絡先までお電話下さい。

(お問い合わせ先)

一関ガス株式会社 住所 一関市三関字日照40-1

総務部 電話 (0191) 23-3417 平日受付時間 9:00~17:00